

## 宗尊親王『文応三百首』伝本分類私考

佐藤 智広

はじめに

宮内卿源資平が御子左家宗匠二条為家の元へ、時の鎌倉將軍宗尊親王の和歌三百首を、「十月六日」付けの加添依頼状を添えて、送っている。源資平が宮内卿の任にあったのは、正元元（一二五九）年八月七日から弘長元（一二六一）年三月二十七日までであるから、「十月六日」は、正元元年と翌文応元年のいずれかである。このことから宗尊親王の三百首和歌は、遅くとも文応元年十月六日以前に成立したと見てよいのである。また、このおよそ百年後に成立した頓阿の歌論書『井蛙抄』には「中務卿親王文応三百首」と見える。『中務卿親王三百首和歌』、『東関竹園三百首』、『鎌倉中書王御詠』等とも呼ばれるこの三百首和歌を、今『文応三百首』と称しておく。『文応三百首』は現在三十近い伝本が知られている。その本文については、既に谷山茂氏が「『文応三百首』自体の諸伝本は全面的に更に精しく調査されねばならない。その結果をふまえては、宗尊の初期歌風形成の軌跡を探ることも十分に可能であろうし、またその初期の宗尊を呉越同舟のかたちで指導した当時両派の点者たちの具体的尚好の相違を確認することもできよう。」と述べておられる。しかし、近年、大取一馬氏が二条為家の詠作理念の特質を考察する上で『文応三百首』を取り上げた際にも「巻末にある資平・為家の書状の有無の他に、歌本文や歌評の有無、歌順の異同、点者名の有無などもあり、その善本を確定するにもそれぞれに長短があつ

て決定し難い現状である。」と述べておられる。大取氏は複数の伝本を比較しつつ、慎重に二条為家の評詞について述べておられるが、その立論の性質上、『文応三百首』諸本の問題には直接触れていない。これと相前後して、『文応三百首』の本文校訂が進み、樋口芳麻呂氏校注『文応三百首』（平成三年、岩波書店、新日本古典文学大系・中世和歌集鎌倉篇）、井上宗雄氏・兼築信行氏・小林強氏校訂『宗尊三百首』（平成四年、角川書店、新編国歌大観第十巻）が刊行されている。

『新編国歌大観』の解題において小林強氏は「諸本間には、各点者の合点や本文の異同が極めて多く、緻密な伝本の系統分類は今後の課題である。」と述べた上で、各伝本の点者の相違、点者目録の有無など形態上の分類を、二十七本について行っておられる。

しかしここに一つの問題がある。宮城県図書館伊達文庫蔵本には、右三百首以三毛利甲抄綱元朝臣之本、令三書写一畢

但彼本無三点詞一其後以三或本一奥書等迄不三殘記付畢

天和二年霜月日

との書写奥書がある。この奥書によれば、後から手に入れた本によつて「点詞」を書き加えているのである。また、筑波大学図書館蔵本の点者目録末尾には、

此五人之儀依三事繁一今予略之

但為三不三失三其躰一端二三首注之了

とある。「五人」とは西園寺実氏・九条基家・藤原行家・光俊・衣笠家良のことで、彼らの合点は初めの四首にのみ記されている。筑波大学図書館蔵本は二条為家の合点・評詞を記しているが、他の五人の点（基家の評詞を含む）を省略している。為家と他の五人を峻

別する明確な理由はわからない。しかし、少なくとも合点や評詞に關しては、転写過程での補入・削除が——全面的に——なされた事実があるわけである。つまり、複数の本によって校合された際、その複数の本の形態的特徴を併せて書承するという事が、そして、逆に削除するという事が起こっているのである。

私は谷山茂氏が述べておられる歌本文の差異の検討の必要性を感じる。本稿において、『文応三百首』諸本の本文の異同を検討することによって、伝本の整理をし、その結果と形態的特徴を併せることで、『文応三百首』の伝本分類について私見を示したい。

調査した伝本は、以下の二十二本である。今、それらの伝本を、小林強氏の提示された形態上の特色からする分類の結果を援用しつつ掲げる。

## 一類本

- A \*天理図書館春海文庫蔵本(略号、春海)
  - \*内閣文庫蔵本(二〇一・三二六)本(内甲)
  - \*宮内庁書陵部蔵本(二六六・四)本(『待需抄』の内)(書甲)
  - B \*宮内庁書陵部蔵乙(二六六・四二一)本(書乙)
  - \*早稲田大学図書館蔵本(早大)
  - C \*名古屋大学図書館皇学館文庫蔵本(名皇)
  - \*神宮文庫蔵本(神宮)
  - \*大阪市立大学図書館森文庫蔵本(阪森)
  - \*筑波大学図書館蔵本(筑波)
- 二類本
- A \*宮城県図書館伊達文庫蔵本(伊達)
  - \*内閣文庫蔵乙(二〇一・三五七)本(内乙)

\*宮内庁書陵部蔵丙(五〇一・八九四)本(書丙)

\*国文学研究資料館初雁文庫蔵本(初雁)

\*岡山大学図書館池田文庫蔵本(池田)

\*島原市立図書館松平文庫蔵本(松平)

\*祐徳稲荷神社寄託中川文庫蔵本(中川)

\*天理図書館古義堂文庫蔵本(『着到百首』と合写)(古義)

\*詳書類従巻第一七九所収本(類従)

B \*国文学研究資料館蔵久松潜一氏旧蔵本(『仮称)歌会記録』の内)(久松)

## 三類本

A \*樋口芳麻呂氏蔵本(『点取和歌類聚』の内)(樋口)

\*天理図書館蔵本(『点取和歌類聚』の内)(天理)

## 新編国歌大観未調査本

\*実践女子大学図書館山岸文庫蔵本(山岸)

## 一

本節では、前掲の伝本の歌本文について検討を行い、本文の差異による伝本の系統整理を試みる。

底本を春海とする。誤写が比較的少なく、誤伝歌のない本であることによる。春海の本文には私に濁点を付す。諸本本文については字母の差異、漢字・仮名の差異を示さず、表記を統一し(◇)で示す。或る伝本の表記を記す際は「」で区別する。また異文注記や見せ消字は( )で示す。

例1 春海五三、ちるをみてさらにわが身のくやしきは桜にそめし

心なりけり

傍線〈我身〉内甲・書甲・書乙・名皇・神宮・阪森・筑波・伊達・

内乙・類従・久松・山岸

〈別れ〉早大・書丙・初雁・池田・松平・中川・古義・樋口・

天理

散る花に寄せて身の悔しさが増すという前者と桜との別れの悔し  
さが増すという後者で意味は異なるが、それぞれに歌意は通じる。  
書丙・初雁・古義・樋口・天理はこの部分「わかれ」と仮名表記で  
あり、「み」と「れ」の一字の違いで誤写を想定する。しかし、そ  
れぞれ歌意が通じ、いずれを是とも決し難い。

この例は、先の分類の二類本二類本にほぼ合致している。しかし  
一類本中の早大が二類と合致し、二類本中の内乙・伊達・類従・久  
松が一類と合致している。形態上の分類と異なりが認められるので  
ある。また三類本の樋口・天理は二類本系諸本と合致している。

例2 春海一、おほとものみつのはま松かすむなりはや日のもとに

春やきぬらん

傍線〈来ぬ〉内甲・書甲・書乙・名皇 神宮・阪森・内乙・山岸

〈立つ〉(きぬイ) 筑波・類従

〈立つ〉早大・伊達・書丙・初雁・池田・松平・中川・古義・

久松・樋口・天理

巻頭立春を詠んだものとして、〈来ぬ〉〈立つ〉のいずれも歌意  
は通じる。二条為家は「本歌被三取成候之躰(春海)」とこの歌  
を評し、本歌取を上手に行っているとしている。その本歌とは、

『万葉集』巻一、六三の

いざ子どもはや日の本へ大伴の御津の浜松待ち恋ひぬらむ  
である。この歌と比較すると、第五句は完了の助動詞「ぬ」を用い

た〈来ぬ〉の方がよい。しかし、この歌で詞を取っているのは「は  
や日の本へ」と「大伴の御津の浜松」であり、〈立つ〉を積極的に  
否定する根拠とはならない。

この例では、一類本中の早大・筑波が二類と、また二類本中の内  
乙が一類と合致している。三類本の樋口・天理は、この例でも二類  
系諸本と合致している。

例3 春海一四〇、いはたかきしほ田(夕)のα海(川イ)に舟う

けてβさしのほりたる月を見る哉

傍線α(海(川イ))内甲・書甲・山岸

〈海〉書乙・筑波・伊達 内乙

〈川(海イ)〉早大

〈川〉名皇・神宮・阪森 書丙・初雁 池田・松平・中川・

古義・類従・久松・樋口・天理

傍線β(さしのほりたる)内甲・書甲・書乙・名皇・神宮・阪森・

筑波 伊達・内乙 類従・久松・山岸

〈さしのぼるな(りたイ)る〉早大

〈さしのぼるなる〉初雁・池田・松平・中川・古義・樋口・

天理

〈さしのぼるなり〉書丙

αは、〈塩田の海〉とする本と、〈塩田の川〉とする本がある。  
地名〈塩田〉は先行例がない。『夫木和歌抄』巻二四雑六・河の部  
に「しほだの国、未国」とあり、

いはたかきしほだの河に舟うけてさしのほりたる月をみるかな  
とこの歌を引く。同集巻二三雑五・海の部に〈塩田の海〉の項はな  
い。よって、この異文は『文応三百首』の書承の問題である。『夫

『木和歌抄』の成立と、『文忠三百首』の〈海〉と〈川〉という異文の発生の先後関係はわからない。しかし、「いはたかき」「しほ」という用語の印象によって誤写したとすれば、〈川〉から〈海〉に誤って写されたのであろう。この部分、初雁・池田・松平・中川・久松・樋口・天理の諸本は「河」と記す。「河」と「海」の草書体の類似が想定できる。

次にβの本文であるが、〈さしのぼりたる〉は、舟を浮かべて、棹をさしつづり、光を放ち昇っている月を見るよ、と二つの意を持たせて解釈でき、特に問題はない。一方〈さしのぼるなる〉の本文は、断定の助動詞「なり」、聴覚的素材等から存在を知りいわゆる伝聞・推定の助動詞「なり」のいずれも用法にあてはまらず、解釈できない。書丙は「さしのぼる也」と表記され〈なり〉と読める。この本文では、断定の助動詞「なり」の終止形で、棹をさして〈川を〉上るのである、と解釈できる。おそらく〈さしのぼるなる〉の本文が意味不明であることからする意改であろう。書丙も〈さしのぼるなる〉の諸本と同一視することができる。

なお、β本文が〈さしのぼりたる〉と確定し、「舟」と主述関係、「月」の連体修飾語という二意を看取すれば、α本文は〈川〉の方が適當である。

異文について見ると、αでは、一類本中の早大・名皇・神宮・阪森が二類と、また二類本中の伊達・内乙が一類と合致している。この例でも三類本樋口・天理は二類系諸本と合致している。

βでは、一類本中の早大が二類と、また二類本中の伊達・内乙類従・久松が一類と合致している。三類本樋口・天理はこの例も二類系諸本と合致している。このβにおける本文の差異は、例1と同

じ結果である。

例4 春海三〇、しのゝめの霞のころもきぬぐに別れてかへるはるのかりがね

傍線〈別れて〉内甲・書甲・書乙・名皇・神宮・阪森・筑波・内乙

・久松・樋口・天理・山岸

〈別れ(かぎりイ)て〉伊達

〈別れて(かぎりてヲ見セ消チ)〉早大

〈限りて〉書丙・初雁・池田・松平・中川・古義

〈恨み(わかれイ)て〉類従

後朝に別れての意〈別れて〉、後朝に今日を限りとしての意〈限りて〉、後朝に別れを恨んでの意〈恨みて〉、それぞれ歌意は通じる。

この歌に対して二条為家は、

続後撰哥 前大納言基良

たちわかれてやかへるかりがね、いく程かはらず候歎(春海)

と、基良歌との類似を指摘する。『続後撰集』の藤原基良の歌は、卷二春中、六一の

しのめの霞の衣きぬぎぬにたちわかれてや帰るかりがね

である。上句までが同じで、しかも下句も似ていることが、為家の指摘理由と考えられる。二条為家撰、建長三(一二五一)年奏覧の『続後撰集』は、文忠元(一二六〇)年から遡って最も新しい勅撰集である。前大納言藤原基良は建治二(一二七六)年の没で、在世の人物であるから、この歌をふまえたのではなからう。しかし、為家の「いく程かはらず候歎」との評詞を勘案するならば、〈別れて〉が正しいと考えられる。

この例では、二類本中の伊達・内乙・久松が一類と合致している。

三類本樋口・天理はこの例では一類と合致している。

ここで特に注目されるのは早大の見せ消子である。先の例1〜3では早大本文は、二類系諸本の本文と合致していた。この例においても消された本文「かぎりて」は二類本文と合致している。早大の見せ消子について、今ここで詳細に論じる紙幅はないが、三百首中五十七句に見える見せ消子は、消された本文が二類系諸本（二類本A）と合致し、新たに記した本文が一類A B及び山岸と合致するといえる。早大の親本は二類系であり、本文校訂に用いた本が一類系と言っているのである。先に伊達の書写奥書について述べたが、早大も校訂に用いた本の形態的特徴を書承している。小林強氏の分類で早大が一類Bとなっていたのはそのためである。しかし、本文を検討していくと、早大は二類A諸本と一群に纏めることができるのである。

例5 春海二六、きゝわたるながらの橋の跡ふりてあし間にかすむ  
春のよの月

傍線部〈の〉内甲・書甲・書乙・内乙・類従・山岸

〈も〉筑波・伊達

〈も〉(はイ)名皇・阪森

〈は〉早大・書丙・初雁・池田・松平・中川・古義・久松・

樋口・天理

\*欠脱 神宮

〈の〉〈も〉〈は〉、それぞれに歌意は通じる。これらの異文は「農(の)」「裳(も)」「者(は)」という字母の類似による誤写が想定できる。ただし、いずれの本文が本来のものかは判断できない。

この例では、一類本中の名皇・阪森・筑波と二類本中の伊達が一群と纏められる。一類本中の早大は二類と、二類本中の内乙・類従は一類と合致している。

なお、神宮はこの歌を欠いている。そして、名皇・阪森の当面歌右肩に「此哥一本ニナシ」との注記がある。例1〜4において、名皇・神宮・阪森の三本は本文が合致していたが、この注記からも、三本の繋がりが認められる。

以上、五首六例の本文の異同を提示し諸本の本文を検討してきた。春海本文とすべて合致したのは内甲・書甲・書乙・内乙・山岸である。合致しない例もあるが、おおむね合致するのは、名皇・神宮・阪森の三本と筑波・伊達の二本である。これら五本は一つに纏められる例(例5)もあり、諸本の中では比較的近い位相にある。

それに対し、春海との異文が多いのは、早大・書丙・初雁・池田・松平・中川・古義で、この七本は、早大の見せ消子をのぞいて、本文が合致している。この七本と本文がおおむね合致しているのが、樋口・天理である。しかし、この二本は、小林強氏の形態上の特色からする分類では三類本となっており、なおも検討が必要である。

また、類従と久松は前記二十本のいずれとも纏められない。  
私なりの分類を示す。

a、春海・内甲・書甲・書乙・内乙・山岸

b、名皇・神宮・阪森

c、筑波・伊達

d、早大・書丙・初雁・池田・松平・中川・古義

e、樋口・天理

f、類従  
g、久松

## 二

歌本文の差異から、伝本を七つに分けることができた。本節では、更にそれを補強する三つの点を検討し、系統整理を試みる。

## § 1 歌数

『文忠三百首』所載歌数は、筑波三〇二首から初雁二九五首まで、諸本の間で差異が認められる。二十二本の内、三〇〇首であるのは春海の他に、内甲・書甲・書乙・山岸・名皇 早大・樋口・天理・類従・久松の諸本である。ただし、樋口・天理は、春海一六番の次に後鳥羽院詠が一首入り、春海一五七番を欠くことによる増減各一首の相殺の結果の三〇〇首である。また、久松は、春海一九六番が冬部最後（二〇〇番）の次に重出し、春海二四一番を欠くことによる増減各一首の相殺の結果の三〇〇首である。

樋口・天理・久松を除く八本では、早大七三番の細字書き入れが注目される。この歌は書丙・初雁・池田・松平・中川・古義というdグループ全本の欠脱歌だからである。早大の本文校訂のように、本来親本にはなかった歌を、後に手に入れた本によって書き入れたと見ることができるのである。

bグループ三本では等しく欠ける歌はない。このグループでは注記が注目される。神宮欠脱歌は三首で、このうち春海二六・五六番の二首について、名皇・阪森共に「此哥一本ニナシ」との注記がある。しかし、神宮欠脱歌の残り一首春海二一九番にはこの注記がなく、直接の転写関係は否定される。とは言え、他の伝本に見られない

い特徴であり、本文の合致する点と併せて、三本の（とりわけ名皇と阪森の）、諸本における位相の近さが窺える。

dグループ全体に遍く見られる欠脱歌は、早大細字書き入れの七三番のみである。この他、初雁・古義の二本は、春海三二・一八〇番の二首を等しく欠いている。

一方、春海三〇〇首を有し、その上、後鳥羽院詠歌の混入している本がある。eグループの筑波（三〇二首）・伊達（三〇一首）の二本である。筑波の二首とは、春海一六番の後方に載る

しほがまのうらのひがたの明ぼのにかすみのにこるうきしまの松

と、春海五八番の後方に載る

よしのがはせかばやはるのやすらはんおられぬはなのなみのうたかた

である。また、伊達の一首とは、筑波にも載る「よしのがは」の歌である。先に述べたeグループ二本の後鳥羽院詠歌は、筑波にも載る「しほがまの」の歌である。

『文忠三百首』には二条為家の他、七名Ⅱの合点が付された本があるが、この点者の一人である九条基家も評詞を加えている。九条基家の評詞を記す伝本は、a・bグループと早大である。これら十本の基家の評詞に、誤伝歌二首が見られる。つまり、基家が宗尊詠歌の類歌として挙げたもので、それが或る段階で誤って宗尊詠歌として歌本文に取り込まれたと考えられるのである。

しかし、問題はそれ程単純ではない。

伊達は、本稿冒頭で述べたように、校合本が少なくとも一本ある。元々は為家の点詞がなかったが、天和二年に別の本によって書き加

えたのである。伊達の異文注記(例4)を見ると、dグループ本文と合致する。また、dグループ共通の欠脱歌七十三番について、伊達の注記は「此哥異本ニナシ」となっている。これらの例から帰納して、伊達の書写者が手に入れた、二番目の本はd系統の伝本だったと言える。つまり、伊達の書承において——天和二年の段階において——基家の評詞が取り込まれることはないのである。

次に、筑波は、前節の本文の差異の検討によって、伊達と同じグループに分けることができた。伊達と同じグループということは、筑波の親本にも点詞がなかった可能性を示唆する。これを裏付けるのが、筑波独自の書写形態にある。筑波は一面十行和歌二行書で、行間をとらずに和歌を記している。そして為家の評詞は、和歌の行間に同筆細字で書き入れられている。為家の評詞が細字であるのは、筑波のみである。この結果、行間に書き込みみきれず、付箋を用いて為家の評詞を遺した箇所が四つある。このことから、伊達同様に入れて本によって、同一書写者が為家評詞を書き入れたと見られるのである。筑波における校合本は、異文注記(例2)と点者目録の形態から、基家評詞のあるb系統の伝本と言える。小林強氏の分類で、筑波が一類C、伊達が二類Aとなったのは、校合本における形態的特徴を書承したためである。筑波は伊達と異なり、本文校合(為家評詞の書き入れ・点者五人の合点省略)の段階で基家の評詞を見ることができたわけである。しかし、筑波は基家の評詞を、合点同様転写していない。更に、問題の二首は書き入れではなく、他の歌と同じ字の大ききで書承されている。為家の評詞を書き入れる前の段階で、基家の評詞に挙げられた後鳥羽院詠歌は宗尊詠歌として取り込まれていたのである。

次に、樋口 天理について述べる。『点取和歌類聚』に収められるこの二本は、二条為家・西園寺実氏・藤原行家の合点(点者目録による)と為家の評詞を記す。基家の点詞はない。ところが、他の伝本で基家の評詞と確認できるものが一箇所だけある。細字で書き込まれたそれは、筑波 伊達の誤伝歌「よしのがは」の歌なのである。いずれにせよ、基家の評詞のない本であるにも拘わらず、「しほがまの」の歌を宗尊詠歌として書承している点は、伊達と類似している。

本文の差異の点では、eはdと合致することが多かった。歌数(誤伝歌)の点では、cとeの類似が見出せる。本文の差異の点で、cとeとの繋がりは認められなかったが、基家の評詞が取り込まれにくいと判断できる四本において、現在目にする以前の或る時点で基家の評詞が誤って伝えられた点で一致する、この点は注目しておく必要がある。

## §2 歌順

『文応三百首』諸本の歌順を見ると、欠脱歌を除き、春海と一致するのは、内甲・書甲・書乙 内乙・山岸 早大・池田・松平・中川の九本、つまり、aグループ全体とdグループの四本である。

その他の伝本は、それぞれに春海と歌順の異なる部分がある。複数伝本で春海と歌順の異なる点を述べる。春海の歌順を示し、その歌に対する各伝本のそれぞれの歌番号を記す。

まずbグループでは、

春海一〇三・一〇四・一〇五

名星一〇五・一〇四・一〇三

神宮一〇二・一〇三・一〇一

阪森一〇五・一〇四・一〇三  
がある。神宮は合致しないが、名皇・阪森の二本が合致して春海に  
対立する。また、

春海二一九・二二〇

名皇二二〇・二一九

神宮 欠・二一七

阪森二一八・二一七

の例がある。こゝも名皇・阪森が合致して、春海に対立する。

これにcグループ二本を加えて同順になる例がある。

春海五五・五六

名皇五六・五五 筑波五七・五六

神宮五四・ 欠 伊達五六・五五

阪森五六・五五

である。神宮は欠脱歌があり判断できないが、bとcとの関連性が、  
本文の差異の場合と同様に窺える。そして、bグループの中の名皇  
と阪森は全篇を通じて歌順が合致し、二本の、諸本における位相の  
近さが認められる。

次にdグループの中の残り三本、書丙・初雁・古義では、初雁と  
古義の二本で春海との歌順が合致する。

春海二四一・二四二・二四三

初雁二三九・二三七・二三八

古義二四〇・二三八・二三九

である。この二本はこの部分のみ春海と対立し、二本で全篇を通じ  
て歌順が合致する。先に、この二本が同じ歌を欠いている点を指摘  
したが、歌順の点からも初雁・古義の関連性が認められる。

dグループの残り一本書丙はfの類従と同じ歌順である。

春海一七三・一七四

書丙一七二・一七一

類従一七四・一七三

である。同様の例は春海二六〇・二六一にも見られる。また、完全  
な合致ではないが、

春海四三・四四・四五

書丙 欠・四四・四三

類従四四・四三・四五

の例もある。以上の通り三箇所で歌順の異なりが見られるのである。  
類従は、本文の差異の点でd系統と位置づけられなかった。しかし、  
歌順の点で書丙との繋がりが認められたのである。類従は一本のみ  
の独自異文(例4)もあり、板行の際の意改等様々な想定が可能で  
あるが、板行資料の一本に書丙の系統のものがあつたと考えて差し  
支えないだろう。

eグループの樋口・天理は二本間で歌順が完全に合致する。この  
二本は、名皇・阪森の二本で認められた春海二一九・二二〇と同じ  
異なりがあるが、この他二箇所で独自の歌順となり、他のグループ  
との関係は認められない。

gの久松は、独自に歌順の異なる部分が五箇所あり、これは他の  
グループとの関連性が認められない。

### § 3 内題

『文応三百首』は幾つかの異なった内題が伝わっている。私の分  
類に従って内題を挙げると以下のとおりである。

- a 春海・中務卿親王三百首和歌  
内甲・中務卿親王三百首和歌  
書甲・中務卿親王三百首和歌  
書乙・宗尊親王三百首為家圖点批語（扉題）  
中務親王三百首和歌（巻首題）  
内乙・中務親王三百首和歌  
山岸・中務親王三百首和歌  
b 名星・東関竹園三百首文応元年（右脇）「中務卿宗尊親王」小書）  
神宮・東関竹園三百首文応元年  
阪森・東関竹園三百首文応元年（右脇）「中務卿宗尊親王」小書）  
c 筑波・中務卿親王三百首和歌（扉題）  
・東関竹園三百首文応元年（目錄題）  
・中務卿親王三百首和歌（巻首題）  
伊達・中務卿親王三百首和歌  
d 早大・中務親王三百首和歌鎌倉中書王（「鎌倉中書王御歌」見消）  
書丙・鎌倉中書王御歌  
初雁・鎌倉中書王御歌  
池田・鎌倉中書王御詠歌三百首  
松平・鎌倉中書王御歌  
中川・鎌倉中書王御歌  
古義・鎌倉中書王御歌  
e 樋口・鎌倉中務卿宗尊親王三百首和歌  
天理・鎌倉中務卿宗尊親王三百首和歌  
f 類從・三百首和歌中務卿宗尊親王  
g 久松 ナシ（外題・尾題等ナシ）

このように整理すると判るように、『文応三百首』諸本間の内題の差異は、その本文の相違とほぼ対応するのである。

おわりに

『文応三百首』は、二条為家の点詞が付せられ、その後七名の合点と九条基家の評詞も付せられた。私の見た諸本の中では、源資平が加点依頼状を添えて為家に送る以前の形を遺す本はない。

歌数及び歌順について言えば、それ程大きな違いはない。最も多くの本で欠ける七十三番歌は、『新千載集』に宗尊親王詠歌として採られている。一応、三〇〇首をもって完本としてよい。歌順についても個々の伝本、各グループごとの差異はあるものの、後人の手による再編集ではない。すべて転写時の誤りである。本文の差異によって、最も異なりの認められるaとdにおいて、歌順が合致している。これは注目してよい。この二グループは最も大きな隔たりがあるかに見えるが、歌順を誤らずに転写している点でaとd（早大・池田・松平・中川の四本）は合致している。つまり、本来の歌順を遺していると考えられる。

本文の比較検討によって諸本の分類を試みたが、小林強氏の分類を大きく変えるということはない。abcが小林氏の一類本、dが二類本とほぼ対応する。dは、歌数・歌順によって更に下位分類が可能である。早大・池田・松平・中川／初雁・古義／書丙と分けられるが、同一系統の上で、ということである。abcとdをそれぞれ一つの系統と整理するが、その中でも校合の際、形態的特徴を別グループから書承する本があることも事実である。筑波におけるb系、伊達におけるd系、早大におけるa系がその例である。

e は本文の点で d と合致することが多かったが、誤伝歌を有する点で c との関係が認められる。f は歌順において d の書丙とのみ合致するが、本文の差異の点で d に纏めるわけにはいかない。ただし、e f の二グループは、何らかの点で別の或るグループとの合致点を見出せるわけで、完全な別の系統ではない。それに対し、g は本稿において他本との関係を見出せないのである。

以上、二十二本の伝本を用いて、二つの大きな系統があり、それと同時にそのいずれにも組み込まない伝本があることを論じた。一つは、三〇〇首の宗尊詠歌を有し、且つ基家の評詞が付されていた形跡を遺す。一つは、七三番の歌を等しく欠き、為家の合点・評詞のみを遺す d グループである。

a b c 相互の関係や、e f g の、諸本における位相等、なおも問題点がある。大方の御叱正と御批判を願う次第である。

《付言》本稿を成すにあたり御收藏書やマイクロコピーの閲覧を御許可下さった御所蔵機関並びに樋口芳麻呂氏に御礼申し上げる。

## 〔注〕

- (1) 谷山茂氏「宗尊親王の文心三百首と未刊百首 上——統百首部類考(二)」(『女子大國文』七八号、昭和五〇年一月、京都女子大学国語国文学会 後に、『中世和歌の想念と表現』、平成三年、思文閣、に再録)
- (2) 大取一馬氏「宗尊親王『文心三百首』の為家評について(その一)」(『龍谷大学論集』四三七号、平成三年三月、龍谷学会)

(3) 『新編国歌大観』の解題に「本文作成・解題執筆には主として小林が当たり、問題点は井上・兼築と協議して決定した。」とある。

(4) 現在この第二句の訓は「はやくやまとへ」で統一されている。しかし、『類聚古集』、西本願寺本『万葉集』他で「はやひのもとへ」の訓が確認できる。『新古今集』巻十、八九八にあるこの歌の本文も「はやひのもとへ」である。

(5) 『万葉集』本文は西本願寺本により、私に漢字を宛てた。

(6) 『夫木和歌抄』本文は静嘉堂文庫蔵本を底本とする、『新編国歌大観』第二巻所収本を用いた。同系統の書陵部図書蔵本他数本と、異本系の永青文庫蔵本で本文を確認している。

(7) 書丙の歌本文における「也」の表記例は七例あり、断定の助動詞かいわゆる伝聞・推定の助動詞である。そして、他本との比較によって、すべて終止形と考えられる。また、「時雨也」と記し、「也」を見せ消子にして「なる」と訂する例がある。これらの表記例から帰納して、書丙本文「さしのぼる也」を「さしのぼるなり」と読んだのである。

(8) 為家のこの評詞は、諸本間で差異があり、それが当面歌の異文とも関わってくる。(「限りて」の本文を書承する諸本は、基良の歌を「たちしかぎりやかへるかりがね」とするのである。しかし、後述するように、この部分は春海本文が正しい。私に漢字を宛てた。

(10) 春海四二、さくら色に雲の衣もうつろひて霞の袖ははなのかぞする

〈は〉後記八本を除く諸本

〈も〉書丙・初雁・池田・松平・中川・古義

〈も(はイ)〉樋口・天理

この部分、早大は「も」を見せ消子にして「は」に訂する。  
春海八〇、鳥なきて明行空の郭公などか八声をならはざりけ  
ん

〈ざりけん〉内甲・書甲・書乙・内乙・天理・樋口・山岸

〈ざるらん〉前記七本を除く諸本

この部分、早大「る覧」を見せ消子にして、「りけ」と訂  
しているなど。これらの例を帰納すると、早大の元の本は書  
丙・初雁・池田・松平・中川・古義の系統、校合本は春海・  
内甲・書甲・書乙・内乙・山岸系と判断できる。

(11) 七名とは、西園寺実氏・衣笠家良・九条基家・藤原行家・光  
俊・安嘉門院四条・鷹司院帥である。伝本によつて点者の数  
が異なるが、為家を加えた八名を超える本はない。

(12) 延文四(一一五九)年奏覧の第一八代勅撰集『新千載集』に  
おける詞書は「だいしらず」であり、『文応三百首』の歌と  
いう証拠はない。しかし、作者は「中務卿宗尊親王」であり、  
宗尊の他の家集・歌合等でこの歌を見つけられない以上『文  
応三百首』中の歌と認めてよからう。

(13) 未見のため本稿で取りあげなかったが、『文応三百首』には  
百首抄出本がある。今、ここで後人による再編集がないと述  
べるのは、三〇〇首前後の歌を書承する、本稿二十二本の伝  
本についてである。

(筑波大学大学院 文芸・言語研究科 学生)